



福島医発第 140号(地)
平成23年 4月14日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

(財) 労災保険情報センターが行う長期運転資金貸付制度
の実施について

(財) 労災保険情報センター(RIC)の事業である「長期運転資金貸付制度」が、平成23年度におきましても実施される旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

平成23年度の本制度の実施にあたりましては、今般の東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を蒙った地域(災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。))で被災された契約医療機関に対して優先的に貸付を実施するとともに、希望により最長24カ月返済猶予期間を設け最長7年間の返済期間とするなどの措置が講じられることとなっています。

なお、本制度の概要は下記のとおりであります。各契約医療機関(借り入れ申込対象医療機関)にはRICより直接通知されることとなっております。

記

[長期運転資金貸付制度 概要]

1. 貸付申込対象者

RICと労災診療共済契約締結後1年以上経過している契約者(平成22年4月以前の契約)で、かつ、援護事業による診療費貸付(診療費立替払)の実績を有する医療機関

2. 現在借入中の契約医療機関で借り換えを希望する場合(被災地以外の契約医療機関)
平成23年4月25日までに繰上償還することにより、借入申込みが可能となる。

3. 貸付資金の使途

契約医療機関の経営改善、医療施設の整備等

4. 借入申込期間・申込先及び貸付金振込日

(1) 借入申込期間

平成23年5月2日(月)～同年5月31日(火)

(2) 借入申込先

RIC本部事務所(「借入申込書」は、RIC本部より契約医療機関に送付)

(3) 貸付金振込日

第1回 平成23年 7月25日(月)

第2回 平成23年11月25日(金)

(借入申込時に、どちらかの希望の振込日を選択)

小郡三井医師会より

労災担当理事 島田昇二郎
医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

5. 貸付額

各医療機関の借入申込月の前1年間に於いて、援護事業により貸付された診療費の80%の5倍を限度（診療費立替払額の4倍以内）

ただし、1医療機関に対する最高貸付額は1,000万円、最低貸付額は100万円とし、貸付額の単位は10万円

6. 貸付利率

財政融資資金法に基づく、財政融資資金貸付金利率（平成23年7月1日または平成23年11月1日現在）から1.0%を減じた利率（固定金利）（ただし、利率の下限は、0.1%）

※参考：平成22年度の利率は7月・11月とも0.1%

7. 貸付期間（被災地以外契約医療機関）

貸付金の返済期間は5年以内（ただし、必要に応じて6カ月以内の据置期間を設けることが可能（この場合、据置期間は返済期間に含まれる））

8. 返済方法

（1）元利均等方式により、毎月の援助事業の診療費の貸付額（診療費立替払額）から控除

（2）援護事業による診療費の貸付額（診療費立替払額）が当該月の返済額に満たない場合は、その差額分は別に返済（翌月の15日までに銀行振込等で返済）

9. 遅延損害金

約定による債務不履行の場合は、返済すべき金額（元金）に対し、年10%の割合（365日の日割計算）の延滞損害金を徴収

10. 保証人等

保証人、担保は不要（ただし、貸付の可否については、各都道府県医師会の意見を反映）

日医発第19号（保25）
平成23年4月11日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

（財）労災保険情報センターが行う長期運転資金貸付制度の実施について

（財）労災保険情報センター（R I C）の事業である「長期運転資金貸付制度」について、平成23年度におきましては、下記の内容により実施されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

平成23年度の本制度の実施にあたりましては、今般の東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を蒙った地域（災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。））で被災された契約医療機関に対して優先的に貸付を実施するとともに、希望により最長24ヵ月の返済猶予期間を設け最長7年間の返済期間とするなどの措置が講じられることとなっており、その旨、被災地に所在する契約医療機関あてに添付資料3及び4のとおり通知されております。（添付資料4につきましては、R I Cホームページにも掲載される予定です。）

なお、当該融資を受ける者の選定に当たっては、例年どおり、各都道府県医師会の意見を聴取することとしておりますので、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

また、各契約医療機関（借り入れ申込対象の医療機関）に対しましては、別添の「《平成23年度》長期運転資金貸付のお知らせ」等により、平成23年4月初旬までにR I C地方事務所長から直接ご案内する予定でありますことを申し添えます。

記

〔長期運転資金貸付制度 概要〕

1. 貸付申込対象者

R I Cと労災診療共済契約締結後1年以上経過している契約者（平成22年4月以前の契約）で、かつ、援護事業による診療費貸付（診療費立替払）の実績を有する医療機関

2. 現在借入中の契約医療機関で借り換えを希望する場合

(1) 被災地に所在する被災した契約医療機関

繰上償還を行うことなく借入申込が可能となる。

ただし、この場合の借入申込限度額は、当該契約医療機関の貸付限度額より未償還額を差し引いた額となり、返済期間は最長8年となる。（据置期間は現在借入中の長期運転資金貸付金が完済するまでとする。）

※借り換えを希望するか否かにかかわらず、現在借入中の契約医療機関については、希望により返済を6ヵ月繰り延べる（その間は無利子）が可能

(2) (1)以外の契約医療機関

平成22年4月25日までに繰上償還することにより、借入申込が可能となる。

3. 貸付資金の用途

契約医療機関の経営の改善、医療施設の整備等

4. 借入申込期間・申込先及び貸付金振込日

(1) 借入申込期間

平成23年5月2日（月）～同年5月31日（火）

(2) 借入申込先

RIC本部事務所（「借入申込書」は、RIC本部より契約医療機関に送付）

(3) 貸付金振込日

第1回目 平成23年 7月25日（月）

第2回目 平成23年11月25日（金）

（借入申込時に、どちらかの希望の振込日を選択）

5. 貸付額

各医療機関の借入申込月の前1年間において、援護事業により貸付された診療費の80%の5倍を限度（診療費立替払額の4倍以内）

ただし、1医療機関に対する最高貸付額は1,000万円、最低貸付額は100万円とし、貸付額の単位は10万円

6. 貸付利率

財政融資資金法に基づく、財政融資資金貸付金利率（平成23年7月1日または平成23年11月1日現在）から1.0%を減じた利率（固定金利）

（ただし、利率の下限は0.1%）

※参考：平成22年度の利率は7月・11月とも0.1%

7. 貸付期間

(1) 被災地に所在する被災した契約医療機関

貸付金の返済期間は7年以内（ただし、必要に応じて24ヵ月以内の措置期間（その間は無利子）を設けることが可能（この場合、措置期間は返済期間に含まれる））

(2) (1)以外の契約医療機関

貸付金の返済期間は5年以内（ただし、必要に応じて6ヶ月以内の据置期間を設けることが可能（この場合、据置期間は返済期間に含まれる））

8. 返済方法

- ・元利均等方式により、毎月の援護事業の診療費の貸付額（診療費立替払額）から控除
- ・援護事業による診療費の貸付額（診療費立替払額）が当該月の返済額に満たない場合は、その差額分は別に返済（翌月の15日までに銀行振込等で返済）

9. 遅延損害金

約定による債務不履行の場合は、返済すべき金額（元金）に対し、年10%の割合（365日の日割計算）の延滞損害金を徴収

10. 保証人等

保証人、担保は不要

（ただし、貸付の可否については、各都道府県医師会の意見を反映）

[添付資料]

1. 平成23年度 長期運転資金貸付の実施について
(平 23. 4. 1 労保情発第 21 号 財団法人労災保険情報センター理事長)
2. 《平成23年度》長期運転資金貸付のお知らせ
(財団法人労災保険情報センター)
3. 東北地方太平洋沖地震で被災された地域の契約医療機関の皆様へ
(平成 23 年 3 月 財団法人労災保険情報センター)
4. 東北地方太平洋沖地震で被災された地域の契約医療機関の皆様へ
(平成 23 年 4 月 財団法人労災保険情報センター)
5. 労災診療共済事業 平成23年度長期運転資金貸付のお知らせ
(R I C ホームページ掲載イメージ)
6. 平成23年度 長期運転資金貸付金貸付の実施について
(平 23. 4. 1 労保情発第 21 号 財団法人労災保険情報センター理事長)

労保情発第21号
平成23年4月1日

社団法人 日本医師会
会長 原中 勝征 殿

財団法人労災保険情報センター
理事長 林 勝利



平成23年度 長期運転資金貸付金貸付の実施について

春暖の候 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきましては、本年も実施いたしますのでお知らせ申し上げます。

なお、先日送付いたしました「平成23年度 長期運転資金貸付のお知らせ」を当財団の地方事務所長から借入申込対象の医療機関の方々あて送付するとともに、東北地方太平洋沖地震で災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）の対象となっている県内に所在する医療機関にあて別添1及び2の通知を送付しております。

また、別添3「東北地方太平洋沖地震で被災された地域の契約医療機関の皆様へ」を当財団のホームページに掲載することとしております。

本件の実施につきましては、別添4のとおり、小職から各地方事務所長あて通知いたしておりますので申し添えます。

長期運転資金貸付のお知らせ

5 貸付利率

貸付金の利率は、財政融資資金法に基づく7月1日及び11月1日現在の貸付金利率から1.0パーセントを減じた（固定金利）とします。

（ただし、利率の下限は、0.1パーセントです。
※参考までに、平成22年度の利率は7月・11月とも0.1パーセントでした。）

6 貸付期間

貸付金の返済期間は5年以内とします。

（必要に応じて6ヶ月以内の据置期間を設けることができますが、
利息はお支払いいただきます。）

7 貸付決定

借入申込額が貸付原資枠を超えた場合には、抽選により貸付対象者を決定させていただきます。

8 貸付契約締結

貸付が決定しましたら「金銭消費貸借契約書」に署名捺印・必要事項を記入のうえ「印鑑証明書」を添えて提出していただき、貸付に関する契約を締結します。

（※保証人・担保は必要ありません）

9 貸付金振込日

第1回目 平成23年 7月25日 (月)

第2回目 平成23年11月25日 (金)

借入申込時に、どちらか希望の振込日を選択していただきます。

10 貸付金の返済

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、毎月の診療費立替払額から控除して返済金に充当しますが、控除できない場合は翌月の15日までに銀行振込等で返済していただくことになります。

貸付金利率が0.1%として5年間で返済する場合の毎月の返済額の目安は、100万円の借入で約17,000円、1,000万円で約170,000円です。

11 延滞損害金

約定による債務を履行されないときには、返済すべき金額（元金）に対し、年10パーセントの割合（365日の日割計算）で延滞損害金をいただきます。

詳細については、当財団本部又は各地方事務所（裏面の所在地一覧を参照して下さい）へお問い合わせ下さい。

平成23年3月

財団法人 労災保険情報センター

地方事務所 所在地一覧

勤労災保険情報センター

平成23年3月1日現在

事務所名	所 在 地	ビ ル 名	代表電話番号	FAX番号	フリーダイヤル
01 北海道	〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目2番地6	NSS・ニューステージ札幌	011-746-6423	011-746-6428	0120-120-208
02 青 森	〒030-0822 青森市中央1丁目22番8号	青森第一生命ビル	017-735-6803	017-735-6806	0120-356-803
03 岩 手	〒020-0022 盛岡市大通3丁目3番10号	七十七日生盛岡ビル	019-624-6190	019-622-5985	0120-346-190
04 宮 城	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4丁目5番22号	宮城野センタービル	022-257-5518	022-257-5492	0120-257-553
05 秋 田	〒010-0001 秋田市中通4丁目5番6号	秋銀・明治安田ビル	018-836-1818	018-836-1888	0120-661-489
06 山 形	〒990-0039 山形市香澄町2丁目2番36号	山形センタービル	023-633-2152	023-633-2157	0120-158-031
07 福 島	〒960-8035 福島市本町5番8号	福島第一生命ビル	024-521-3150	024-521-3144	0120-054-370
08 茨 城	〒310-0026 水戸市泉町2丁目2番27号	ニッセイ水戸ビル	029-228-1371	029-228-1373	0120-244-280
09 栃 木	〒320-0026 宇都宮市馬場通り4丁目3番7号	馬場通り四丁目ビル	028-600-0058	028-643-9939	0120-326-385
10 群 馬	〒371-0026 前橋市大手町2丁目6番17号	住友生命前橋ビル	027-243-3851	027-243-3860	0120-253-851
11 埼 玉	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号	さいたま浦和ビルディング	048-825-6741	048-825-6744	0120-256-544
12 千 葉	〒260-0015 千葉市中央区富士見2丁目15番11号	日本生命千葉富士見ビル	043-221-2731	043-221-2733	0120-634-874
13 東 京	〒110-0005 台東区上野1丁目10番12号	商工中金・第一生命上野ビル	03-5816-7831	03-3833-5850	0120-381-328
14 神奈川	〒231-0006 横浜市中区南仲通3丁目32番地1	みなとファンタジアビル	045-662-5611	045-662-5771	0120-603-574
15 新 潟	〒950-0965 新潟市中央区新光町16番地4号	荏原新潟ビル	025-283-2011	025-283-2150	0120-771-340
16 富 山	〒930-0004 富山市桜橋通り2番25号	富山第一生命ビル	076-431-9241	076-431-9244	0120-319-245
17 石 川	〒920-0853 金沢市本町1丁目5番2号	リファール	076-224-8566	076-224-8567	0120-551-565
18 福 井	〒910-0006 福井市中央3丁目1番5号	三谷中央ビル	0776-25-7651	0776-25-7498	0800-2007650
19 山 梨	〒400-0031 甲府市丸の内3丁目32番11号	住友生命甲府丸の内ビル	055-225-1481	055-225-1484	0120-194-631
20 長 野	〒380-0824 長野市南石堂町1293番地	長栄南石堂ビル	026-224-4620	026-224-4695	0120-039-631
21 岐 阜	〒500-8847 岐阜市金宝町1丁目3番地	岐阜第一生命ビル	058-265-6883	058-265-6885	0120-65-6883
22 静 岡	〒420-0859 静岡市葵区栄町4番地10	静岡栄町ビル	054-254-7270	054-254-8677	0120-547-270
23 愛 知	〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目2番22号	名古屋センタービル別館	052-222-1950	052-222-1954	0120-223-154
24 三 重	〒514-0004 津市栄町3丁目143番1	笠間第2ビル	059-224-6300	059-224-6302	0120-500-708
25 滋 賀	〒520-0047 大津市浜大津2丁目1番36号	大津フコク生命ビル	077-521-6891	077-521-6813	0120-702-136
26 京 都	〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町659番地	烏丸中央ビル	075-211-3261	075-211-3219	0120-566-564
27 大 阪	〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目1番13号	内本町住生大西ビル	06-6947-4091	06-6947-4093	0120-716-031
28 兵 庫	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号	ハーバーランドタイニッセイビル	078-371-2305	078-371-2532	0120-000-556
29 奈 良	〒630-8115 奈良市大宮町1丁目1番地15号	ニッセイ奈良駅前ビル	0742-22-5300	0742-22-5305	0120-445-325
30 和歌山	〒640-8331 和歌山市美園町3丁目32番1号	損保ジャパン和歌山ビル	073-425-4666	073-425-4650	0120-044-650
31 鳥 取	〒680-0034 鳥取市元魚町2丁目201番地	鳥取第一生命ビル	0857-23-2482	0857-23-2664	0120-662-482
32 島 根	〒690-0003 松江市朝日町477番地17	明治安田生命松江駅前ビル	0852-26-4004	0852-26-4034	0120-981-032
33 岡 山	〒700-0913 岡山市北区大供2丁目2番5号	日本興亜岡山ビル	086-234-3891	086-234-3960	0120-032-034
34 広 島	〒730-0032 広島市中区立町1番24号	有信ビル	082-242-7891	082-242-7686	0120-063-081
35 山 口	〒753-0072 山口市大手町7番4号	KRY山口放送ビル	083-932-1122	083-932-0131	0120-055-313
36 徳 島	〒770-0835 徳島市藍場町1丁目5番地	徳島第一生命ビル	088-655-0330	088-655-1621	0120-631-088
37 香 川	〒760-0026 高松市磨屋町2番地8	リーフスクエア高松ビル	087-822-2522	087-822-2055	0120-140-631
38 愛 媛	〒790-0006 松山市南堀端町5番地8	オワセビル	089-931-4700	089-931-4535	0120-314-706
39 高 知	〒780-0870 高知市本町1丁目1番3号	朝日生命高知本町ビル	088-825-2226	088-825-1322	0120-198-977
40 福 岡	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目6番26号	安川産業ビル	092-414-0124	092-414-0109	0120-603-999
41 佐 賀	〒840-0816 佐賀市駅南本町6番4号	佐賀中央第一生命ビル	0952-22-4990	0952-22-4982	0120-063-130
42 長 崎	〒850-0045 長崎市宝町5番5号	HACビル	095-845-7835	095-845-7845	0120-848-847
43 熊 本	〒860-0806 熊本市花畑町1番7号	MY熊本ビル	096-359-8181	096-359-8193	0120-359-818
44 大 分	〒870-0023 大分市長浜町2丁目14番26号	OSHビル	097-533-8036	097-533-8039	0120-633-020
45 宮 崎	〒880-0001 宮崎市橘通り西2丁目4番20号	アクア宮崎ビル	0985-29-5577	0985-20-1335	0120-548-631
46 鹿児島	〒892-0842 鹿児島市東千石町14番10号	天文館三井生命南国テレフォンビル	099-227-4175	099-227-4195	0120-226-031
47 沖 縄	〒900-0032 那覇市松山1丁目1番19号	JPR那覇ビル	098-866-9011	098-866-9040	0120-726-031

本部 〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル ☎ 03-5684-5511～7 FAX 03-5684-5521/5522
フリーダイヤル 0120-416-031

東北地方太平洋沖地震で被災された地域の

契約医療機関の皆様へ

3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震で被災された地域の契約医療機関の皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

また、一刻も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

(財) 労災保険情報センターでは、「長期運転資金の貸付」を行っておりますが、このたびの地震で甚大な被害を蒙った地域（青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県）で被災された契約医療機関の皆様に対しまして、

現在、長期運転資金をご利用の医療機関の方は、ご希望により返済を6ヶ月繰り延べすることができること、

新規の貸付につきましては優先的にさせていただきますとともに、返済の猶予期間を24ヶ月とし、最長7年間（通常5年間）で返済していただく措置をとることいたしました。

なお、できるだけ多くの医療機関にご利用いただけるよう貸付額を制限すること、また、希望者が多い場合には抽選になることもありますので、ご了承ください。

お申し込みできる医療機関は契約締結後1年以上、かつ、診療費立替払の実績のある医療機関となります。

詳細につきましては、当財団本部または最寄りの地方事務所まで、お問い合わせください。

平成23年3月

財団法人 労災保険情報センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25

TEL 03-5684-5516

東北地方太平洋沖地震で被災された地域の

契約医療機関の皆様へ

3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震で被災された地域の皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

また、一刻も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

(財)労災保険情報センターでは、「長期運転資金の貸付」を行っておりますが、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）の対象となっている県内に所在し、標記地震で被災された契約医療機関に対し下記の措置をとることといたしました。

1. 長期運転資金を現在借入れている医療機関は、希望により返済を6ヶ月繰り延べることができる。
2. 新規の貸付申込みについては、当該地域の医療機関を優先して貸付け、希望により据置期間を最長24ヶ月(通常6ヶ月)とし、返済期間を最長7年間(通常5年間)とする。

なお、多くの医療機関にご利用いただけますよう貸付額を制限すること、また、ご希望が多い場合は抽選により決定することもありますので、ご了承ください。

詳細につきましては、当財団本部または最寄りの地方事務所までお問い合わせください。

平成23年4月

財団法人 労災保険情報センター

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25

TEL 03-5684-5516

労災診療共済事業

平成23年度

長期運転資金

貸付のお知らせ

労災保険情報センターでは、共済契約医療機関の互助制度として、長期運転資金の貸付を行っています。

●借入申込期間（予定）

平成23年5月2日(月)から5月31日(火)

本部事務所へお申込みください。

●貸付金振込日（予定）

第1回目

平成23年7月25日(月)

第2回目

平成23年11月25日(金)

詳細については本部事務所又は各地方事務所へお尋ねください。

①貸付限度額は 1,000 万円

②貸付利率は低利率
保証人・担保は不要

昨年度は
7月：年0.1%
11月：年0.1%

③申込は5月（年1回）

④返済は毎月の診療費立替金
から控除いたします。



東北地方太平洋沖地震における災害救助法適用地域（東京の区域を除く。）に係る取扱いについては《東北地方太平洋沖地震で被災された地域の契約医療機関の皆様へ》をご覧ください。

東北地方太平洋沖地震で被災された地域の

契約医療機関の皆様へ

3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震で被災された地域の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

また、一刻も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

【財】労災保険情報センターでは、「長期運転資金の貸付」を行っておりますが、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）の対象となっている県内に所在し、標記地震で被災された契約医療機関に対し下記の措置をとることといたしました。

- ① 長期運転資金を現在借入れている医療機関は、希望により返済を6ヶ月繰り延べることができる。
- ② 新規の貸付申込みについては、当該地域の医療機関を優先して貸付け、希望により据置期間を最長24ヶ月（通常6ヶ月）とし、返済期間を最長7年間（通常5年間）とする。

なお、多くの医療機関にご利用いただけますよう貸付額を制限すること、また、ご希望が多い場合は抽選により決定することもありますので、ご了承くださいたいと思います。

詳細につきましては、当財団本部または最寄りの地方事務所までお問い合わせください。

平成23年4月

財団法人 労災保険情報センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25

Tel 03-5684-5516

労保情発第21号

平成23年4月1日

各地方事務所長 殿

財団法人労災保険情報センター

理事長 林 勝利

(公印省略)

平成23年度 長期運転資金貸付金貸付の実施について

標記について、長期運転資金貸付金貸付規程及び下記により実施しますので通知します。

記

1 借入申込期間

平成23年5月2日（月）から同年5月31日（火）

平成23年度より、長期運転資金貸付金貸付にかかる業務は原則として本部が行いますが、医療機関から事務所へ問い合わせがあった場合は説明方よりしく願います。また、地方事務所へ借入申込書等の提出があった場合は、受領のうえ本部へ転送してください。

なお、回収、債権管理に関する業務は引き続き事務所で行いますのでよりしく願います。

2 対象医療機関、貸付額及び返済期間

貸付対象医療機関は、労災診療共済契約締結後1年以上経過した医療機関とし（平成22年4月以前の契約）、また貸付額は借入申込月の前1年間の労災診療費貸付額の8割の5倍以内とします。

ただし、1医療機関に対する貸付限度額は1,000万円、最低貸付額は100万円とし、貸付額は10万円単位です。

返済期間は最長5年（据置期間6ヶ月）とします。

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の災害救助適用地域（東京都の区域を除く。）となっている県内（青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉県）に所在し、被災した契約医療機関については、優先的に貸付を行うとともに次の措置を講じています。

① 新規貸付

返済期間を最長7年、据置期間を最長2年とします。据置期間中は無利子です。

また、現在長期運転資金借入中の医療機関が借入申込を行う場合は、通常4月25日までに繰上償還により完済することが条件となりますが、特例措置として繰上償還を行うことなく借入申込ができます。

なお、この場合の借入申込の限度額は当該契約医療機関の貸付限度額より未償還額を差し引いた額とし、返済期間は最長8年、据置期間は現在借入中の長期運転資金貸付金が完済するまでとします。

② 返済猶予

現在長期運転資金借入中の医療機関は、希望する月から6ヶ月間返済を猶予することができます。猶予期間中は無利子です。

希望する医療機関は、別添の「長期運転資金貸付金返済猶予申込書」を希望する月の10日までに本部宛郵送又はFAXにて申請します。

なお、上記申込書は本部から該当する医療機関へ送付済です。

3 貸付利率

貸付金の利率は、財政融資資金法に基づく財政融資資金貸付金利率（平成23年7月1日または平成23年11月1日現在）から1.0%を減じた利率（固定金利、ただし利率の下限は0.1%）とします。

4 貸付金振込予定日

第1回分 平成23年 7月25日（月）

第2回分 平成23年11月25日（金）

5 その他

被災地域から多数の借入申込があることが見込まれ、例年とは異なり抽選にもれる可能性が高くなることが予想されます。ついては、青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉県以外の都道府県において借換えの問い合わせがあった場合には、借換えは極力控えて頂くことようにお伝えください。

なお、上記にかかわらず借換えを希望される場合は4月25日までに全額繰上償還をしていただくこととなります。

東北地方太平洋沖地震で被災された地域の
「長期運転資金貸付」をご利用の契約医療機関の皆様へ

3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震で被災された地域の契約医療機関の皆様、謹んでお見舞い申し上げます。

また、一刻も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

(財) 労災保険情報センターでは、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）の対象となっている県内に所在し、標記地震で被災された長期運転資金貸付をご利用の契約医療機関の方に対しまして、申込により返済をご希望の月より6ヶ月間猶予することができることと致しました。また、猶予期間中は無利子となります。

ご希望の方は、同封の「長期運転資金貸付金返済猶予申込書」に被災状況をご記入のうえ返済猶予を希望される月の10日（必着）までに下記宛郵送又はFAXをお願いします。

なお、返済猶予月以前の返済金については通常どおりのご返済となりますので、ご了承ください。

詳細につきましては、当財団本部または最寄りの地方事務所まで、お問い合わせください。

平成23年3月

財団法人 労災保険情報センター

援護共済部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25

TEL 03-5684-5516

FAX 03-5684-5521

長期運転資金貸付金返済猶予申込書

東北地方太平洋沖地震に伴う長期運転資金貸付金の返済猶予を下記のとおり申込みます。

返済猶予希望月 平成 年 月より6ヶ月間

指定病院等の番号

住所 〒

病院又は診療所名

代表者氏名

印

財団法人労災保険情報センター理事長 殿

被災状況

被災の概要をご記入ください。
